

## 山口市競争入札参加資格審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市の契約における一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査等に関し、山口市の告示に定めるもののほか、必要な事務手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 種別 契約における次の区別をいう。

ア 工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）

イ 建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）

ウ 物品・業務委託等（売買、賃貸、請負その他の契約（ア及びイを除く。）をいう。）

(2) 参加資格告示 山口市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査の申請の時期及び方法等を種別毎に定める告示（当該告示に基づく競争入札参加資格審査申請要領の規定事項を含む。）をいう。

(3) 競争入札参加資格 参加資格告示に規定する競争入札参加資格をいう。

(4) 有資格業者 参加資格告示に規定する有資格業者をいう。

(所在地の区分)

第3条 有資格業者の登録における所在地に関する区分については、次の表の区分の欄に応じ、それぞれ要件の欄に定めるところによる。

区分	要件
市内	山口市内に本店を置く者
準市内	山口市内に支店、営業所等（山口市との契約の権限の委任のない事務所、連絡所等を含む。以下「支店等」という。）を置く者（市内の区分に該当する者を除く。）
県内	県内に本店を置く者（市内又は準市内の区分に該当する者を除く。）
県外	市内、準市内又は県内の区分に該当する者以外のもの

備考

- 市内の区分における「本店」及び準市内の区分における「支店等」は、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。

(1) 従業員が常駐していること（当該本店又は支店等が当該従業員の通常の勤務場所であることをいい、当該従業員が営業活動、外部折衝等で一時的に当該勤務場所を離れる場合があっても常駐とみなす）。

(2) 山口市との契約等に関する連絡をとることができる通信設備を備えていること。

2 表中「本店」とは、山口市との契約の権限を有するものに限る。

3 準市内の区分における「支店等」は、山口市との契約の権限を有しない本店を含む。

4 山口市内に、山口市との契約の権限を有しない本店及び山口市との契約の権限の委任を受けた支店等をいずれも有する者の区分は、「市内」とする。

5 「市内」又は「準市内」である者を除き、山口県内に、山口市との契約の権限を有しない本店及び山口市との契約の権限の委任を受けた支店等をいずれも有する者の区分は、「県内」とする。

（競争入札参加資格の認定）

第4条 市長は、競争入札参加資格の認定をしたときは、競争入札参加資格認定通知書（様式第1号）により当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

（競争入札参加資格の取消し）

第5条 市長は、参加資格告示の規定により有資格業者の競争入札参加資格を取り消そうとする場合は、あらかじめ山口市入札制度等検討委員会設置要綱に定める委員会に諮るものとする。ただし、当該有資格業者から取消しを希望する届出があったときは、この限りでない。

2 市長は、有資格業者の競争入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格認定取消通知書（様式第2号）により、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

（再度資格審査）

第6条 参加資格告示に規定する更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例における再度資格審査（以下「再度資格審査」という。）においては、再度資格審査を希望する業種（物品・業務委託等にあつては、営業種目。以下同じ。）は現在認定中の業種の中から審査の申請者が選定するものとし、選定されない業種についての競争入札参加資格は失効するものとする。

2 市長は、必要に応じ、再度資格審査の申請者に次に掲げる事項についてヒアリングを実施することができる。

(1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

(2) 技術者の確保等工事・業務等の体制

(3) 下請業者、資材業者、納品業者等との業務の協力状況

- (4) 工事における建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 更生計画又は再生計画作成の方針（更生計画又は再生計画認可の決定後においては、更生計画又は再生計画の遂行状況）

- 3 再度資格審査の結果は、競争入札参加資格再度資格審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 再度資格審査により新たに認定する競争入札参加資格の有効期間は、参加資格告示に定める競争入札参加資格の有効期間の例によるものとする。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年3月19日から施行する。

（関係要綱等の廃止）

- 2 次に掲げる要綱等は、廃止する。
  - (1) 山口市が発注する建設工事の競争入札参加資格及び登録に関する要綱
  - (2) 山口市競争入札参加資格者の参加資格再審査取扱要領
  - (3) 競争入札参加資格者登録区分

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

第 号

年 月 日

様

山口市長

## 競争入札参加資格認定通知書

先に提出されました下記対象年度における下記種別の競争入札参加資格審査申請書を審査の結果、下記のとおり競争入札参加資格を認定し、競争入札参加資格者名簿に登録したので通知します。

記

対象年度	年度、 年度及び 年度
種 別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事</li> <li>・ 建設コンサルタント業務等</li> <li>・ 物品・業務委託等（売買、賃借、請負その他の契約（建設工事及び建設コンサルタント業務等を除く。）</li> </ul>
受付番号	
有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

\*以下の事項を含めた競争入札参加資格者名簿を山口市公式ウェブサイトに掲載していますので確認してください。

- ・登録業種（物品・業務委託においては営業種目）
- ・所在地の区分（市内・準市内・県内・県外の別）
- ・等級（建設工事に限る。）

\*申請した内容に変更が生じた場合は、変更届等を提出してください。

\*建設工事に関する注意事項

- (1) 新たに総合評定値通知書を受理した場合は、その写し（1部）を提出してください。
- (2) 新たに総合評定値通知書を受理しても、新たな通知書の写しを市に提出されない場合は、市の登録においては有効期限が切れていることとなりますので、名簿に登録されていても入札に参加できません。

様

山口市長

印

## 競争入札参加資格認定取消通知書

下記対象年度における下記種別の競争入札参加資格について、下記理由により取り消したので通知します。

記

対象年度	年度、 年度及び 年度
種 別	〔 ・ 建設工事 ・ 建設コンサルタント業務等 ・ 物品・業務委託等（売買、賃借、請負その他の契約（建設工事及び建設コンサルタント業務等を除く。） 〕
取 消 日	年 月 日
取消理由	

第 号

年 月 日

様

山口市長

## 競争入札参加資格再度資格審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった再度資格審査について、下記のとおり競争入札参加資格を再認定しましたので通知します。

なお、現在認定を受けている競争入札参加資格については失効します。

記

種 別	〔 ・ 建設工事 ・ 建設コンサルタント業務等 ・ 物品・業務委託等（売買、賃借、請負その他の契約（建設工事及び建設コンサルタント業務等を除く。） 〕
業種又は 営業種目	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで